

新年度が始まりました。アスノ法律事務所では、宮崎市の弁護士・中小企業診断士として県内の経営者のお力になれるよう、情報発信を進めてまいります。補助金にご興味のある方、法的トラブルでお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

今号のテーマ

- ・ コロナ対策の補助金情報「事業再構築補助金」
- ・ 経営者からのお悩み相談
- ・ 事務所トピック



弁護士・中小企業診断士
田所 伸吾

事業者の事業再構築を応援！「事業再構築補助金」スタート

■事業再構築補助金とは

事業再構築補助金とは、コロナ禍を経て**事業の見直しや新分野の開拓など、事業の成長に向けた「企業の思い切った事業再構築・新ビジネスへの挑戦」を応援する制度**です。2021年4月15日（木）より申請受付が開始されました。

補助率と補助額に応じた複数の枠が準備されていますが、県内の多くの企業が当てはまるのは「通常枠」もしくは「緊急事態宣言特別枠」です。「通常枠」であれば、最大で6,000万円の補助（補助率2/3）が受けられます。「緊急事態宣言特別枠」に該当する場合は、補助率が3/4に引き上げられます。

現在の苦境をバネにさらに成長したいという企業には是非活用していただきたい制度です。

■具体的な事業再構築事例

- ・ **飲食業の業態転換**：居酒屋が店舗での営業を廃止し、オンライン専用の弁当宅配事業を開始。
- ・ **小売業の業態転換**：紳士服販売店舗での営業を縮小し、紳士服のネット販売やレンタル

事業をスタート。

・ **サービス業の新分野展開**：高齢者向けデイサービス事業の利用が減少。新分野展開として、別の企業を買収し、病院向けの給食・事務などの受託サービス事業を開始。

・ **製造業での新分野展開**：航空機部品の製造が減少。新分野展開として、既存事業の一部を縮小し、医療機器部品製造事業を新規立ち上げ。

■申請サポートを行います

このように、幅広い業種が対象となる補助金です。ポストコロナ・ウィズコロナ時代に対応するためには、補助金のためだけでなく、思い切った新分野展開や事業転換が必要となる企業も多いかと思います。

弊所でも、事業再構築補助金についての申請サポートを行います。自社だけでの対応に不安がある場合には、弊所がお力になれるかと思しますので、ぜひご相談ください。



経営者からのお悩み相談

これまでに対応した事例等から、経営者がよくお悩みの法律問題について簡単に解説します。
似た問題でお悩みの方、弁護士に相談すると大きなトラブルになる前に解決できるかもしれません。

建替えのために明け渡してもらいたい（不動産業）



築40年の中古アパートを購入しました。建て替えて新たな収益物件にする計画を立てているのですが、1名、明渡しに応じてくれない入居者がいます。こちらとしては妥当だと思う立退料を提案したのですが、応じてもらえませんでした。どのような手段を取ればよいのでしょうか。

交渉によって明渡しに応じてもらえない場合は、訴訟を提起する必要があります。訴訟において明渡し請求が認められるには、賃貸借契約を終了させるだけの「正当な事由」が認められることが必要です。正当事由の有無は、①賃貸人・賃借人それぞれの使用の必要性、②建物賃貸借に関する従前の経緯や現在の状況、③立退料等の有無、といった事情から判断されます。建替えのような「不動産の有効活用」の場合は①を満たす可能性があり、立退料も加味すると（③）、**明渡し請求が認められる可能性も十分にありま**す。計画が進まないのは非常にもったいないので、お早めに弁護士にご相談ください。



即戦力で雇ったはずが、期待はずれの人材に困っている（小売業）



即戦力として、高待遇で中途採用した社員を営業部長に据えたのですが、当初期待していた能力やスキルがないとわかり、困っています。改善指導も行ったのですが、本人のプライドも高く、成果が出ません。一度雇った社員はなかなか解雇できないと聞いたのですが、どの程度まで改善指導を行ってダメであれば解雇が有効となるのでしょうか。

一般的には、社員が能力不足であったとしても、直ちに解雇はできません。会社としてできる限りの改善指導を行い、あるいは配転等の措置を取ったにもかかわらず改善の見込みがなく、雇用関係を維持することも相当でないといえる程度の「著しい」能力不足の場合でなければ、解雇権は無効とされてしまいます。

しかし、採用時に、高度な専門能力等に着眼し、それに相当する高待遇で採用しているような労働者については、会社が改善指導や配転等の措置を講ずることは想定されていません。したがって、原則としては、改善指導等を尽くすことなく解雇しても問題ありません。

もっとも、**解雇は非常に微妙な問題**であり、雇用の経緯や労働者・会社の状況など様々な事情によっても判断が変わります。実際に解雇を検討する場合には、弁護士に相談しながら手続を進めることをお勧めします。



事務所トピック

●「景表法」のコラムをスタートしました

事務所HPにて、景表法に関する解説コラムをスタートしました。「ドコモの『アハモでギガホ勧誘』はおとり広告になる？」や「『痩せるお茶』の違反事例」など、事業者が陥りやすい景品表示法違反についてわかりやすく発信していきます。

ひとこと

都市部では再びコロナが猛威を振るっていますが、県内では比較的落ち着いた状況です。県内企業にとっては事業を立て直すチャンスとも言えます。事業再構築補助金などの補助金を上手く活用し、事業を成長させていきましょう。（田所）

アスノ法律事務所 弁護士・中小企業診断士 田所伸吾



〒880-0001 宮崎市橘通西3-10-32 宮崎ナナイロ東館8階 ATOMica内
TEL 0985-86-7680 MAIL info@asuno-law.com WEB <https://asuno-law.com/>

※本レターに掲載している情報は全て作成日時点のものです。

